

純粹持株会社について

—解禁の是非をめぐる議論とその背景—

丸 山 真 弘

1. 持株会社とは何か

持株会社を一般的に定義づけることは、それが時代や地域に応じた機能や形態を有してきたこともあり難しい。しかし、昨今の議論でその解禁の是非が問われている持株会社とは、独占禁止法が禁止している純粹持株会社を指すものである。本稿では、以下持株会社としてこの純粹持株会社を中心に取り扱うことにする。

独占禁止法第9条は、①株式または社員持分を所有することで②国内の事業会社を支配することを③主たる目的とする会社—を持株会社とし(第3項)、そのような会社を設立すること(第1項)や、既存の会社が持株会社になること(第2項)を禁止している。ここで禁止されている会社が純粹持株会社と呼ばれるものである。これに対し、①と②の要件は満たすが③の要件を満たさない、すなわち他の会社を支配するために株式等を保有しているが、それ以外に主たる事業目的を持つ会社は事業持株会社と呼ばれる。こちらは独占禁止法の規制対象とはなっていない。

公正取引委員会の解釈では、③の要件を満たすか否かの判断は、定款にその旨の記載があるといった形式的なものではなく、所有株式の資産総額に占める割合、出資比率、収益に占める所有株式の配当の比率、相手方との事業の関連性や株式所有の事業上の意味などを考慮して実質的かつ総合的に行うものとされている。また、この規定は、外国企業が日本国内で持株会社を設立したり持株会社となることも同時に禁止しているが、国内の企業を1社だけ支配する場合には規制の対象としないという取り扱いが運用

上なされている。

2. 持株会社解禁の是非に関する議論の整理

2.1 解禁論の主張

持株会社の解禁論の主張を簡単にまとめると次のようになる。

①持株会社制度は、事業部制を資金のフローのレベルにおける分社、カンパニー制をストックのレベルにおける分社とみるならば、法人格のレベルにおける分社とみることができる。それぞれの事業主体とそれを統括する本社機能を分離し、事業主体の自主性を生かしつつ統括されたグループとしての総合力を発揮させようという分社化の目的からすれば、持株会社制はその目的を達成するための究極の形態であり、分社化によって企業経営の一層の合理化を図り、これからの国際競争に勝ち抜いていく必要のある日本企業には必要な形態であるといえる。

②主要先進国では持株会社形態は禁止されおらず、全面禁止は日本だけである。日本だけ持株会社制という選択肢が欠けている状態にあるのは、日本企業にとっては国際競争の上で不利であるし、外国企業にとっては参入障壁になる。

2.2 反対論の主張

一方、反対論の内容は次のようなものである。①現代の日本企業が、国際競争などの観点からその経営を一層合理化していかなければならないことと、その方法の一つである分社化の形態としては、持株会社制は事業部制やカンパニー制よりも分社化が徹底している分有効であることは認める。しかし、持株会社の形態には純粹

持株会社だけではなく事業持株会社もある。事業持株会社は、事業部門と本社機能の分離が一部不十分ではあるが、日本企業に求められている経営の合理化のための分社化には、事業持株会社の形態ではダメで、純粹持株会社の形態をとらなければならないというものではない。

②日本は主要先進国とは異なり、株式の相互持合いや企業系列の存在により、事業支配力が過度に集中しやすい環境にある。このような状況の下で持株会社を解禁することはできない。なお、国際比較をするのであれば、同じように事業支配力の過度の集中の問題があり、独占禁止法において持株会社を禁止している韓国と比較すべきである。

2.3 比較と考察

両者を比較してみると、解禁論の主張は、国際競争上持株会社形態をとることが有効であるとしても、事業持株会社ではなく、どうしても純粹持株会社を導入しなければならないという理由が必ずしも明確ではない。一方、反対論の主張は、事業支配力の過度の集中を防止するためには純粹持株会社を禁止することで足りるのかという点で説得力を持つとは言えない。

結局、全面かつ無条件の解禁や現状の維持ではなく、純粹持株会社の設立自体は認めながら、事業支配力の過度の集中につながるような行為については、広く規制を行っていくという方向が独占禁止法の立場からは妥当であると考えられる。

それよりも、今後企業経営を行っていく上で持株会社をどのように活用していくのかという視点の方が重要であるといえる。例えば、従業員の処遇にしても、持株会社を導入すれば直ちに仕事の内容に応じた適切な差を付けることができるというものではないし、別法人化したからといって社会的な意味でのリスクが遮断される訳ではない(最近の住専処理における、いわゆる「母体行責任」の考え方を見る限り、法的なリスク遮断も場合によっては破られてしまう結果になることも考えられる)。別法人化すること

で損益も別となることから生じる法人税の負担増の可能性(連結納税制度の導入についての議論は、純粹持株会社の導入についての議論とリンクされているが、この点は本来は独立して議論すべきものであると考える)や、分社化の手续が未整備であることを踏まえた上で、どのような企業形態を選択することが合理的かつ効率的な経営を行っていくために相応しいかという判断が企業経営者には求められることになるだろう。

3. 電気事業と持株会社

それでは、電気事業において持株会社制度はどのように活用できるだろうか。

この点については、アメリカの事例や金融業界での動きから分かるように、別法人で多角化を行うことで、電気事業規制に伴う兼業規制や出資の制限をクリアするという利用方法が考えられる。しかし、持株会社制度の導入に伴う組織変更には煩雑な手続が予想されることや、多角化によるシナジーを持株会社グループに配分する際の規制当局による関与のあり方をどうするかといった点を検討していくが必要になってくるだろう。

なお、アメリカには公益事業持株会社法(PUHCA)があるが、これは1920年代後半に起こった、公益事業での持株会社システムによる事業支配力の過度の集中を是正し、投資家や需要家を保護することを目的としたものである。PUHCAは複数の州にまたがる電気事業持株会社を証券取引委員会(SEC)の管轄下においているが、これ以外の電気事業持株会社についても、各州の公益事業委員会が事業規制権を根拠にグループ内の取引や金融などに対して各種の規制を行っているのが現状である。

(まるやま まさひろ)
経営グループ)